

この事務連絡は、必ずレセプト担当者、受付担当者にお渡し願います。

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 27 日

各医療機関 医療事務御担当者 様

山形県健康福祉部障がい福祉課

重度心身障がい（児）者医療給付制度における自己負担上限額の取扱いについて（通知）

日頃より県の障がい福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年5月に、本県の重度心身障がい（児）者医療給付制度（法別番号 81、82）のうち、一部負担金有（法別番号 82）の方の自己負担上限額（以下「上限額」という。）について、平成 29 年 8 月及び平成 30 年 8 月に引上げを行う旨通知し、平成 29 年 8 月は引上げを行ったところですが、平成 30 年 8 月の外来・調剤・訪問看護における上限額引上げについては、下記のとおり見送ることといたしました。

つきましては、ご承知いただくとともに、対象者の方に対し上限額を超える自己負担の請求は行わないよう、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、65 歳以上の方に交付する重度心身障がい（児）者医療証の様式についても、平成 30 年 8 月より別紙のとおり改正予定ですので、併せてご承知置きください（改正時期は市町村によって異なる場合があるため、新旧様式が混在する可能性がありますのでご注意ください）。

【変更前】

	～平成 29 年 7 月	平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月 (現在)	平成 30 年 8 月～
入院	医療機関ごとに 44,400 円/月	医療機関ごとに 57,600 円/月 (44,400 円/月 (※1))	
外来 調剤 訪問看護	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 12,000 円/月	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 14,000 円/月 (144,000 円/年 (※2))	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 18,000 円/月 (144,000 円/年 (※2))

【変更後】

	～平成 29 年 7 月	平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月 (現在)	平成 30 年 8 月～
入院	医療機関ごとに 44,400 円/月	医療機関ごとに 57,600 円/月 (44,400 円/月 (※1))	
外来 調剤 訪問看護	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 12,000 円/月	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 14,000 円/月 (144,000 円/年 (※2))	医療機関・薬局・訪問看護 ステーションごとに 14,000 円/月 (144,000 円/年 (※2)) 【上限額引上げ 見送り】

※1：過去 12 ヶ月において、3 回以上上限まで支払った場合の、4 回目以降の上限額

※2：8 月～翌 7 月までの 1 年間の上限額

なお、対象者の方に対する説明用のチラシも添付しますので、必要に応じてご活用ください。

【担当】

障がい医療担当

TEL 023-630-3372 FAX 023-630-2111

重度心身障がい（児）者医療証について

重度心身障がい（児）者医療証をお持ちの方の自己負担については、次のとおりとなります。

所得税課税	医療費の1割 ＋ 入院時食事療養費 【上限額】 ○ 外来・調剤・訪問看護 医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに、 1 カ月につき上限 <u>14,000 円（※1）</u> [年間上限 144,000 円（※2）] ○ 入院 医療機関ごとに、 1 カ月につき上限 <u>57,600 円</u> [多数回 44,400 円（※3）]
所得税非課税	自己負担無し (入院時食事療養費除く)

※1：平成30年8月以降も14,000円となります（昨年度お知らせした内容から変更となりました）。

※2：8月～翌7月までの1年間の上限額

※3：過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額

詳しくは、市町村担当窓口までお問い合わせください。

平成30年6月

山 形 県

65 歳以上の方に交付する重度心身障がい（児）者医療証の様式が、以下のとおり変更となります。
 （※変更時期は市町村によって異なる場合があるため、新旧様式が混在する可能性があります）

別紙

（1）一部負担金無の方（法別番号 81）の医療証（裏面は変更なし）

平成 30 年 7 月まで

(表 面)

⑨ 重度心身障がい（児）者医療証 (要人 一部負担金無)									
福祉医療 負担者番号	8	1	0	6					
医療証 番号									
住 所									
受 給 者 氏 名									
生年月日	年 月 日						男・女		
被保険者 (世帯主) 氏 名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
市町村長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

色……肌色

大きさ……縦 12.7cm、横 9.0cm、110K

平成 30 年 8 月以降

(表 面)

⑨ 重度心身障がい（児）者医療証 (65 歳以上 一部負担金無)									
福祉医療 負担者番号	8	1	0	6					
医療証 番号									
住 所									
受 給 者 氏 名									
生年月日	年 月 日						男・女		
被保険者 (世帯主) 氏 名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
市町村長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

この部分が「65 歳以上」
となります。

色……肌色

大きさ……縦 12.7cm、横 9.0cm、110K

（2）一部負担金有の方（法別番号 82）の医療証

平成 30 年 7 月まで

(表 面)

⑨ 重度心身障がい（児）者医療証 (要人 一部負担金有)									
福祉医療 負担者番号	8	2	0	6					
医療証 番号									
住 所									
受 給 者 氏 名									
生年月日	年 月 日						男・女		
被保険者 (世帯主) 氏 名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
市町村長 印									
交付年月日	年 月 日交付								
負担 する 額	医療費の 1 割 (限度額あり)								

色……肌色

大きさ……縦 12.7cm、横 9.0cm、110K

平成 30 年 8 月以降

(表 面)

⑨ 重度心身障がい（児）者医療証 (65 歳以上 一部負担金有)									
福祉医療 負担者番号	8	2	0	6					
医療証 番号									
住 所									
受 給 者 氏 名									
生年月日	年 月 日						男・女		
被保険者 (世帯主) 氏 名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
市町村長 印									
交付年月日	年 月 日交付								
負担 する 額	医療費の 1 割 (限度額あり)								

この部分が「65 歳以上」
となります。

色……肌色

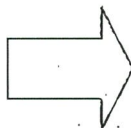
大きさ……縦 12.7cm、横 9.0cm、110K

平成 30 年 7 月まで

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関等の窓口に提示してください。
- 3 この証は、後期高齢者医療の負担区分が1割になったときは、無効になります。
- 4 次のような場合には、必ず市町村に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があったとき
 - (2) 住所を変更したとき
 - (3) 加入保険に変更があったとき
 - (4) 後期高齢者医療の負担割合が変更になったとき
- 5 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。
- 6 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を市町村に返還してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- 8 この証は、県外の医療機関では使用できません。



平成 30 年 8 月以降

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関等の窓口に提示してください。
- 3 次のような場合には、必ず市町村に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があったとき
 - (2) 住所を変更したとき
 - (3) 加入保険に変更があったとき
 - (4) 後期高齢者医療の負担割合が変更になったとき
- 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。
- 5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を市町村に返還してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

「3 この証は、後期高齢者医療の負担区分が1割になったときは、無効になります。」が削除されます。